

令和 5年 4月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による市内中小企業者等のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、カーボンニュートラルへの取組を促進するため、省エネルギー性能の高い機器及び設備への更新に係る費用の一部を助成する姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）について、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中小企業者等 次に掲げる者をいう。

ア 市内に主たる事業所を置く個人事業主

イ 市内に本社を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

ウ 市内に主たる事業所を置く中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する中小企業団体

(2) 従業員 会社又は団体の代表者及び常勤役員、個人事業主、事業専従者並びに雇用期間を定めることなく市内中小企業者等に雇用される者（雇用保険被保険者に限る。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内中

小企業者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
 - (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 本市市税に滞納又は未申告がある者
 - (4) 事業活動を行うに当たって必要な許認可等を取得していない者
 - (5) 当該年度内に第8条第1項の規定による交付の決定を受けた者
 - (6) 第5条第3項本文の市長が別に指定する事業者
 - (7) 補助金の交付を受けようとする事業について、市、国等の他の補助金等の交付を受けたことがある者
 - (8) その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者
- （補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者の事業の用に供する省エネルギー性能の高い機器及び設備の更新とする。

2 補助対象事業に係る省エネルギー性能の高い機器及び設備は、市長が別に指定する。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象事業者が補助金の交付の決定を受けた日以後に発注した経費であって、かつ、市長が別に定める期日までに支払を完了したもので、次に掲げるものに係る経費とする。

- (1) LED照明、エアコン、冷蔵・冷凍庫、電気温水器、ガス温水器、石油温水器又はハイブリッド温水器の更新に要する機器本体の購入費用

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の経費のうち、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

(1) 機器及び設備に係るオプション品、別売りの付属品、設置工事費、撤去費、調整費、設定費、修理費、保証料又は保守料

(2) 機器及び設備の仕入れに係る経費

(3) 利用料、リース料等

(4) 中古品（一度使用されたもの若しくは使用のために取引されたものの使用されていない物品又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。）への更新費用

(5) 振込手数料

(6) 交付申請、報告に係る申請代行費、証明発行手数料及び郵送費等

(7) キャンセル等による損失補填費

(8) 取引等に係る消費税及び地方消費税相当額

(9) 支払時に支払金に換算可能なポイント等を取得した場合のポイント等相当額

(10) 値引き額

(11) その他市長が不適切と認めるもの

3 第1項の経費に係る取引の相手方は、原則として市長が別に指定する事業者に限るものとし、それ以外の事業者を相手方とする取引に係る経費は、補助対象経費としない。

4 前項の場合において、別に指定する事業者を相手方とした取引では補助対象事業の実施が困難なため、市外に本社（個人事業主にあつては、主たる事業所）を置く事業者を相手方として取引する必要があると市長が認めた場合はこの限りではない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県等の公共団体の補助金等があるときにあつては、補助対象経費の合計額から当該補助金等に相当する額を控除した額）の2分の1を限度として、予算の範囲内で市長が決定する額とする。この場合において、当該額は、次の各号に掲げる従業員数の

区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできないものとし、かつ、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(1) 従業員数が20人未満 10万円に従業員数を乗じた額

(2) 従業員数が20人以上 200万円

(補助金の交付申請手続等)

第7条 補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日以後に補助金等交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 経費明細書（様式第3号）及び見積書

(3) 第5条第3項ただし書に規定する市が指定する事業者以外を相手方として取引する必要を記載した理由書（様式第4号）

(4) 誓約書（様式第5号）

(5) 法人の登記事項証明書の写し

(6) 直近の確定申告書（法人にあっては別表一、個人事業主にあっては(B)第一表及び収支内訳書）の写し。ただし、事業開始後1年以内の事業者にあっては、税務署への法人設立届出書又は開業届出書に替えることができる。

(7) 直近年度において姫路市税に係る滞納がないことを証明する書類

(8) 従業員数を証明できる書類

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの申請者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 適用補助対象者は、申請時において、前項ただし書に該当することを市長に申し出て、市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、補助金交付可否決定書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をずる場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（内容変更等）

第9条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更・廃止（中止）申請書（様式第7号）及び変更経費明細書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金事業計画変更・廃止（中止）承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について説明又は文書の提出を求めることができるが、補助事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費明細書（完了後）（様式第11号）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 設備機器等導入状況が確認できる写真等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（仕入控除税額の報告）

第12条 適用補助対象者は、当該補助対象事業が完了したとき、又は当該補助対象

経費に係る消費税及び地方消費税の確定申告が完了したときは、仕入控除税額の内容を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定するとともに、補助金確定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(兼振込口座指定書)(様式第13号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

(関係書類の保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間(総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に規定する処分の制限の期間が5年間よりも長期の場合にあっては、当該期間)は、帳簿等の補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を取得し、又は効用の増加した年度から5年間(当該財産の区分に応じ、総務省所管補助金等交付規則別表に掲げる処分制限期間が5年間よりも長期の場合にあっては、当該期間)は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(3) 補助金の交付を受けて購入した物品を本来の目的以外の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めて、補助金返還命令書（様式第14号）により、補助金の全額又は一部の返還を請求することができる。

(加算金及び延滞金)

第19条 前条の規定により、補助金の返還を請求された者は、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前条の規定により、補助金の返還を請求され、これを期限の日までに納付しなかった者は、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱の定めるもののほかこの要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。